

地域支援だより

県立南薩養護学校
校外支援係
No. 9

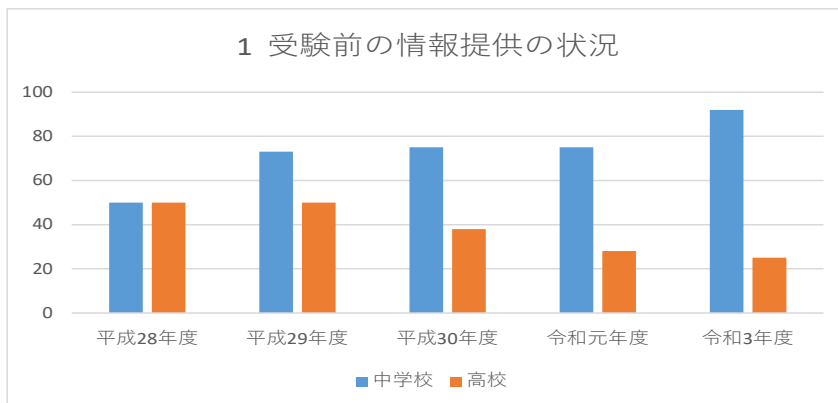
令和3年12月24日
(文責 中菌)

移行期における幼児児童生徒の引継ぎ（学校間連携）について

令和3年度，県教育庁義務教育課特別支援教育室では，学校間連携システム構築に関する事業を進めています。その目的は「小・中・高等学校に在籍する特別な支援が必要な児童生徒に提供されてきた支援が確実に引き継がれる仕組みを構築することで，学校間の連携の充実が図れるようにする。」ことです。本年度は，中学校から高等学校の引き継ぎ状況の事例収集を行うこととなっています。

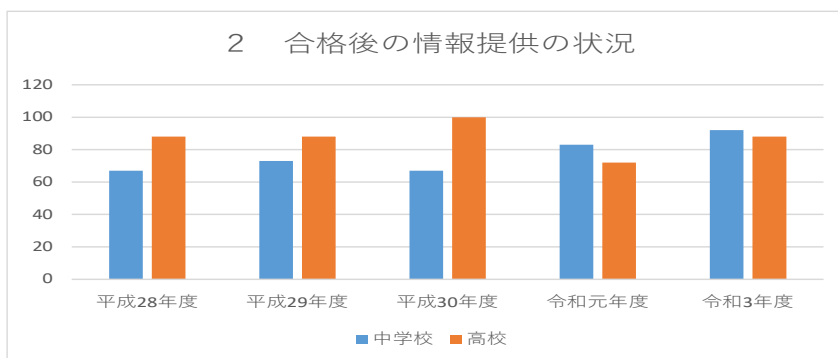
本校では，その趣旨を受けて，10月に本校担当地区の中学校12校，高等学校8校に学校間連携システム構築事業に係るアンケートを実施しました。アンケートの項目は平成28年度～令和元年度に実施した中高情報交換会でのアンケート項目と同じ項目にしたので，5年間の比較という形で結果と考察について考えてみます。令和2年度は，コロナ禍のためにアンケートは実施していません。縦軸の数字は，中学校12校，高等学校8校での割合です。

1 アンケート結果



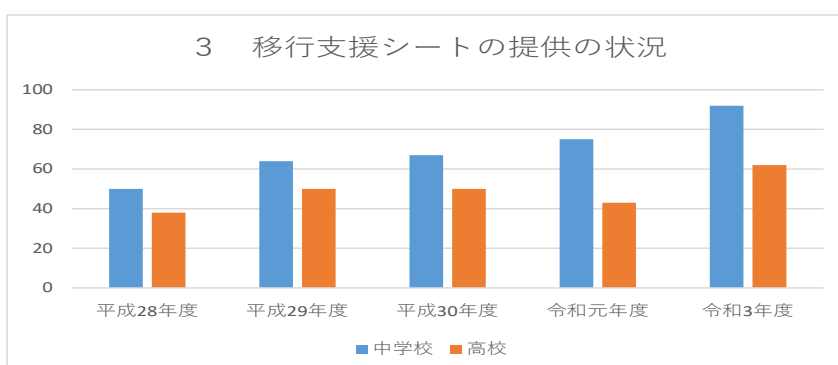
アンケートの質問事項は全て「中学校は高等学校へ提供しましたか，高等学校は中学校から情報提供を受けましたか。」という設問です。

中学校には受験前に情報提供の実施について，高等学校には情報提供の有無について聞きました。中学校では特別支援学校や私立高校も含めた情報提供をしたとのこと。高等学校では，受験前の情報提供は少ないようでした。



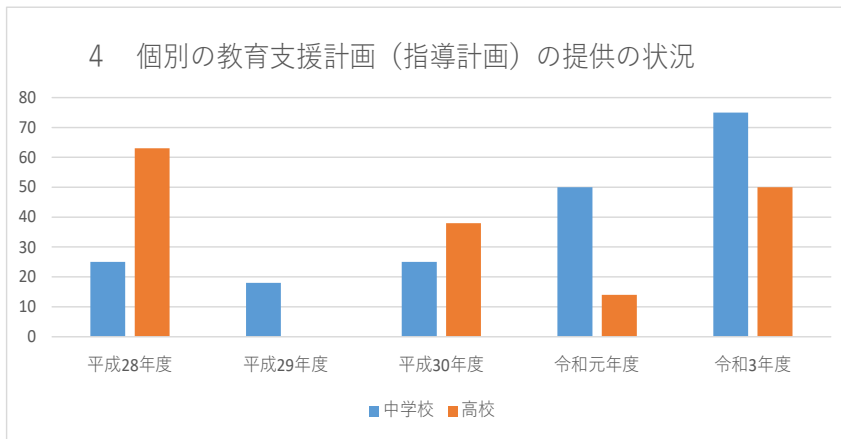
中学校，高等学校ともに受験後の情報提供はあるようです。

高等学校の3年部の先生方が分担して，中学校へ出向いて情報収集をされています。



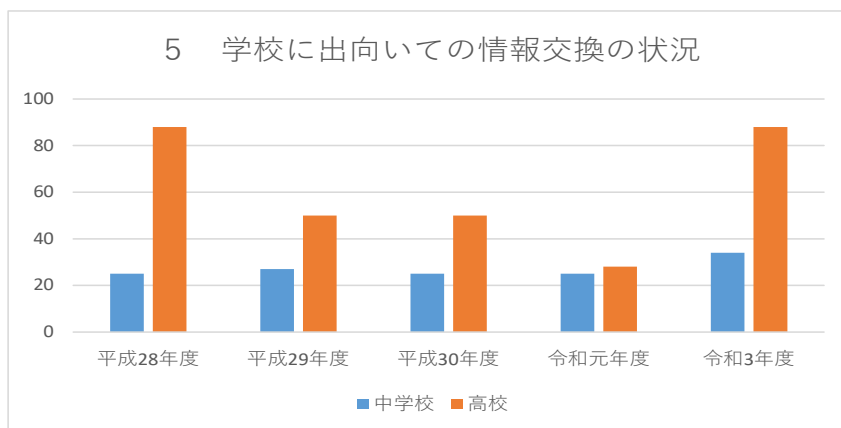
特別支援学級在籍児の移行支援シートを高等学校へ送っている中学校は増えてきています。

高等学校は，特別支援学級在籍児の移行支援シートだけでなく，過去に支援を受けていた通常学級在籍児の移行支援シートの情報も希望される例もありますが，保護者の了解が得られないなどの理由で引き継がれていない状況もあるようです。



中学校は、個別の教育支援計画、及び個別の指導計画の提供はここここ1、2年の間では増えていきます。

高等学校では、担任が個別の教育支援計画等を見たことがない事例もあり、中学校からの情報が高等学校の係で止まっている場合があります。



中学校は、年2回（6月と10月）の中高連絡会において、高等学校を訪問して情報提供を受け、高等学校は、合格発表後に中学校を訪問して、入学してくる生徒さんの情報収集をされているようです。



2 考察

引き継ぎを行う必要のある幼児児童生徒については、基本的には以下のように考えられます。

(1) 幼稚園、小学校及び中学校等

ア 特別支援教育支援員による配慮や支援を受けている幼児児童生徒

イ 通常の学級において担任若しくは教科担任等の配慮や支援を受けている幼児児童生徒

(2) 小学校及び中学校等

(1) の児童生徒に加えて、以下に該当する児童生徒については、特に十分な引き継ぎを行うこととなっています。

ウ 特別支援学級に在籍する児童生徒

エ 通級による指導を受けている児童生徒

オ 中学校又は高等学校の受験の際に、合理的配慮の提供を求め、実際に提供を受ける児童生徒

しかし、アンケートや聞き取り情報によると、(1) のイの通常学級在籍の児童生徒の引き継ぎがうまくできていない現状があります。特に、以下の児童生徒については、小・中学校で移行支援シートがほとんど作成されていない状況なので、保護者の了解を得て作成する必要があります。

○ 通常学級在籍で過去に特別支援教育支援員による支援を受けていた児童生徒

○ 通常学級在籍で過去に特別支援学級在籍していた児童生徒

○ 発達障害（自閉症スペクトラム、ADHD等）の診断を受けている（受けていた）児童生徒

○ 過去に特別支援学校の巡回相談を受けた児童生徒

移行支援シートや個別の教育支援計画を引き継ぎ資料として用いる場合、保護者の了解を得ることが原則であることから、引き継ぎに係る保護者への理解・啓発を計画的に行う必要があります。

保護者の意向等により個別の教育支援計画や移行支援シートの作成が難しい場合は、個別の指導計画や手持ち資料を指導の記録として引き継ぐ必要があります。

参考資料「令和3年度学校間連携システム構築に関する事業」実施要項（県教育庁義務教育課特別支援教育室）

* 2学期の巡回相談では、大変お世話になりました。3学期もよろしくお願いします。